

現金出納に係る内部統制について

対象受検機関：中央卸売市場

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																		
<p>1 例月現金出納検査（以下「例月検査」という。）における検出事項</p> <p>平成28年4月に実施された例月検査（平成28年5月24日実地検査）において、一致すべき大阪府中央卸売市場（以下「市場」という。）から提出された「合計残高試算表の預金残高（1,254,504,468円）」と出納金融機関作成の「残高証明書残高（1,254,524,468円）」に差異が認められた。</p> <p>原因は、4月15日起案、4月22日支払の支出において224,000円の支出伝票を起票すべきところ、誤って244,000円で起票していたことによるものである。</p> <p>2 支出伝票起票から例月検査までの流れ</p> <table border="1" data-bbox="213 898 1498 1444"> <tr> <td data-bbox="213 898 403 1066">市場</td> <td data-bbox="403 898 881 982">(1) 支出伝票起票（起案・決裁） （※誤伝票起票）</td> <td data-bbox="881 898 1498 982">業者提出の請求書・申出書等を添付 ※起票者・会計員・出納員を含む5名押印</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 982 403 1066"></td> <td data-bbox="403 982 881 1066">(2) 支払手続書類の金融機関への提出について起案・決裁</td> <td data-bbox="881 982 1498 1066">口座振替依頼書等、提出書類を添付 ※起票者・会計員・出納員を含む5名関与</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 1066 403 1150">市場 →金融機関</td> <td data-bbox="403 1066 881 1150">決裁済み書類を送付</td> <td data-bbox="881 1066 1498 1150">手続完了後、支払指定日付で支払済み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 1150 403 1360">市場</td> <td data-bbox="403 1150 881 1234">(3) 月次決算締め</td> <td data-bbox="881 1150 1498 1234">銀行残高証明書入手し、試算表残高との照合を実施</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 1234 403 1360"></td> <td data-bbox="403 1234 881 1360">(4) 例月検査書類の提出について起案・決裁</td> <td data-bbox="881 1234 1498 1360">試算表や残高証明書・総勘定元帳等提出書類一式を添付 ※起票者・会計員・出納員を含む5名関与</td> </tr> <tr> <td data-bbox="213 1360 403 1444">市場 →監査法人</td> <td data-bbox="403 1360 881 1444">決裁済みの試算表等の書類を提出</td> <td data-bbox="881 1360 1498 1444">例月検査の実施</td> </tr> </table>	市場	(1) 支出伝票起票（起案・決裁） （※誤伝票起票）	業者提出の請求書・申出書等を添付 ※起票者・会計員・出納員を含む5名押印		(2) 支払手続書類の金融機関への提出について起案・決裁	口座振替依頼書等、提出書類を添付 ※起票者・会計員・出納員を含む5名関与	市場 →金融機関	決裁済み書類を送付	手続完了後、支払指定日付で支払済み	市場	(3) 月次決算締め	銀行残高証明書入手し、試算表残高との照合を実施		(4) 例月検査書類の提出について起案・決裁	試算表や残高証明書・総勘定元帳等提出書類一式を添付 ※起票者・会計員・出納員を含む5名関与	市場 →監査法人	決裁済みの試算表等の書類を提出	例月検査の実施	<p>例月検査の結果を踏まえ監査を行ったところ、会計事務に関し、次のとおり内部統制機能が十分働いていない状況である。</p> <p>1 左表の流れのとおり、(1)伝票起票時、(2)支払手続書類の提出起票時、(3)月次決算締め時、(4)例月検査書類の提出起票時など、複数回にわたり、支出金額の差異や試算表と残高証明書の残高の差異を発見し得る機会があったにもかかわらず、発見できていない。</p> <p>2 例月検査の過程で、残高不一致の原因が判明すると、市場は、誤伝票を取り消すとともに、同じ伝票番号・日付で新たな支出伝票を起票した。取消履歴自体はシステム上に残っているものの、誤伝票の取消及び再起票する旨の伺い等は残っていない。</p> <p>3 会計事務の基本的事項や流れを記載した手引書や事務マニュアル等がない。</p>	<p>会計処理の適正性・正確性の確保のため、内部統制の充実・強化を図られたい。</p> <p>市場では、一般会計とは異なる公営企業会計で運営され、独自の事務処理が行われていることから、新たに配属された職員等においても、適正に事務処理を行えるよう、手引書やマニュアル等の整備について検討されたい。</p>
市場	(1) 支出伝票起票（起案・決裁） （※誤伝票起票）	業者提出の請求書・申出書等を添付 ※起票者・会計員・出納員を含む5名押印																		
	(2) 支払手続書類の金融機関への提出について起案・決裁	口座振替依頼書等、提出書類を添付 ※起票者・会計員・出納員を含む5名関与																		
市場 →金融機関	決裁済み書類を送付	手続完了後、支払指定日付で支払済み																		
市場	(3) 月次決算締め	銀行残高証明書入手し、試算表残高との照合を実施																		
	(4) 例月検査書類の提出について起案・決裁	試算表や残高証明書・総勘定元帳等提出書類一式を添付 ※起票者・会計員・出納員を含む5名関与																		
市場 →監査法人	決裁済みの試算表等の書類を提出	例月検査の実施																		

【地方自治法】
(現金出納の検査及び公金の収納等の監査)
第235条の2 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

【地方公営企業法】
(計理の方法)
第20条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生的事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。
2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生的事実に基き、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

【地方公営企業法施行令】
(会計の原則)
第9条
2 地方公営企業は、その事業に関する取引について正規の簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。
4 地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関する会計事実を決算書その他の会計に関する書類に明りように表示しなければならない。

【大阪府企業財務規則】
(会計伝票の審査)
第60条 金銭出納員又は物品出納員は、会計伝票の送付を受けたときは、証拠書類に基づき、次に掲げる事項を審査しなければならない。
二 所属年度、取引の発生と日、数量、金額、勘定科目及び予算科目を誤っていないか。

措置の内容

市場の会計処理に当たって、会計伝票の起票、審査及び根拠資料等の関連チェックは複数の担当者が実施する等、より一層の適正性・正確性を確保した事務処理を行う。さらに、新たに配属される職員用として、市場独自の処理に対応した「財務会計関係マニュアル」を平成29年4月1日付けで整備した。

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成28年6月16日及び同年7月11日)